8、争議當初ハ入坑者ニ對シ暴力ヲ以テ勧誘妨害ヲ為シタ
但シ未然ニ之ヲ防止シタ、
9、退職手当割増ノ要求ハ即時拒否セラレタ
10、新四坑ノ道ヲ即時停止シ五坑北部南部ノ道ヲ停止セシメタ、
11、入坑率ハ一般ニ二十五パーセントヲ減ジタ、
12、採炭夫ノ日給ハ最低五十銭トセラレタ、
13、一、二、三方交替夫ハ坑夫同一ニ賃金ヲ與ヘラレタ
14、公休日ノ作業ニ對シ賞與ノ賃金ヲ増シ賞與中ハ十二日ヲ出勤シテ平均日給二十パーセントノ賞與ヲ有シタ、
15、今回ノ争議ハ之ヲ絶ツ事ヲ得ズ採掘能率ヲ出サシメタ。

争 2.4.4
8
819

入山炭鑛株式会社争議概況（前後篇ノ一）

一、事業主名、入山採炭株式会社
一、所在地　福島県石城郡湯本町[illegible]
一、代表者氏名、社長　大倉喜七郎、
一、営業種目　石炭採掘、
一、所属労働組合、日本労働総同盟日本鉱夫組合入山支部、
一、従業員　男六七一五名　女~~[illegible]~~六名、
一、争議参加者、男四三名、
一、争議発生及解決月日、昭和二年二月十日発生　仝二月廿日解決、
一、原因、
会社側ハ磐城炭礦株式会社事務所ニ於テ算勤スル坑夫ノ十四五名、十日、十二日合計四十三名ヲ馘首シタルニ依ル。